

建築物の吹付けアスベスト等の 含有調査に関する補助制度

～2025 年度 熊本市 民間建築物吹付けアスベスト含有調査事業～

熊本市では、アスベストによる新たな被害を未然に防ぎ、市民のみなさまが安心できる生活環境を確保するため、民間の既存建築物に施工されている吹付けアスベストの含有調査を行う所有者に対し、含有調査に要する費用の一部を補助する制度を設けています。

◆吹付けアスベスト等

→建築物の壁、柱、天井等に吹付け施工された**吹付け建材**で、アスベストを含有するもの

※なお、本事業においては財源となる国費（防衛交付金）の交付要綱や解説ガイドブックの運用等の関係から「外壁に施工されている吹付けリシン」等は補助対象の建材とはなりません

◆含有調査

→国家資格者「建築物石綿含有建材調査者」による吹付けアスベスト等に係るアスベストの含有の有無について行う定性分析、及びその含有量について行う定量分析の調査

【補助金交付要綱第3条：補助の対象など】

■補助の対象事業は、民間建築物の吹付けアスベスト等について、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき行う含有調査事業です

■補助対象建築物 →次の項目全てに該当する施設・ビル、マンション・住宅等

- (1) 熊本市内に所在する建築物
- (2) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるもの
- (3) 原則として、建築基準法に係る違反がないもの
- (4) 過去に本要綱又は他の要綱等の補助金等の交付を受けてアスベスト含有調査を実施したことがないもの
- (5) 令和8年（2026年）3月31日までに事業に着手するもの

※その他にも条件があります。詳細は図面や見積書を精査し、現地調査後、判断します。

【補助金交付要綱第4条：補助対象者】 ※次の項目全てに該当する方

- 市税の滞納がない方
- 建築物の所有者（マンション等の区分所有の建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体（管理組合等））

【補助金の額】 ※募集する棟数は個別にお問い合わせください（予算の状況で調整）

吹付けアスベスト含有調査に要する費用（消費税を除く）で、1棟あたり **25万円** を限度

◆補助の相談は通年行っております。お気軽にお問い合わせください。

熊本市役所本庁舎9階 住宅政策課【建築支援班】 → 電話 096-328-2449